

令和5年度 太田市総合防災訓練実施要領

1 目 的

この訓練は、災害対策基本法第48条、水防法第32条の2及び太田市地域防災計画に基づき、風水害、大地震等の災害発生時において地域住民・各種団体及び防災関係機関が一体となり、迅速かつ的確な災害応急活動が実施できるよう相互の協力体制の確立を図るとともに、防災関係機関の責任の自覚と技術の向上を図り、併せて地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 期 間 令和5年8月3日（木）～8月5日（土）

3 主 催 太田市

4 訓練参加機関 太田市（人事課、危機管理室、東・北地区振興課、社会支援課、健康づくり課、農村整備課、建築指導課、道路整備課、道路保全課）
太田市消防本部、太田警察署、太田土木事務所、社会福祉協議会、太田市消防団
太田市女性防火クラブ 等

5 訓練想定

太田市は震度7の地震に襲われ、負傷者が大勢発生し救助を求めている。一般住宅も倒壊及び倒壊の危険性が生じ、地域住民の避難が必要となる。災害発後の様々な場面を想定し、時系列を考慮した訓練を実施する。

6 実施項目

- ・ 8月3日【実施場所：太田市役所本庁舎、蕨川行政センター、太田市消防本部】
職員参集・安否等確認訓練、災害対策本部訓練、災害対策本部会議訓練、避難所開設・運営訓練、非常招集訓練、警防本部訓練、作戦会議訓練、多数傷病者・瓦礫・高所救出訓練 等
- ・ 8月4日【実施場所：水門・樋門、アンダーパス、土砂災害警戒区域 等】
水門・樋門確認訓練、アンダーパス確認訓練、土砂災害警戒区域確認訓練、災害ボランティアセンター設置訓練 等
- ・ 8月5日【実施場所：毛里田行政センター、重要水防箇所 等】
避難所運営訓練、無線統制訓練、炊き出し訓練 等

7 訓練の中止

災害が発生し、又は異常気象等による災害が発生する恐れがある場合は中止とする。
中止の連絡については、別途連絡する。